

事務所通信

役員報酬(給与)の税務の変更 2

H18年の税制改正により、役員報酬(給与)等の税務が変更になっています。

- ・ 毎月の役員報酬の増額は、事業年度開始から4ヶ月以降は不可能。
(増額分を経費にできない)

3ヶ月以内に新給与で支給。3月決算 6月新給与、以降定額。

- ・ 役員への賞与は、「事前届出」をすることにより経費にできる。
- ・ 非常勤役員への報酬 年払い等の場合、「事前届出」が必要。

H19年度の税制改正で

- イ) 届出期限 : 一般の場合 ... 株主総会から1ヶ月
新設法人の場合 ... 設立日から2ヶ月
- ロ) 同族会社に該当しない法人
非常勤役員への報酬 年払い等の場合、届出が不要になりました。

事例

- a) 20万円の役員報酬を 決算から半年経過後、30万円に変更した場合
増額部分の10万円が損金不算入になります。(経費にできません)
- b) 事前確定届出給与(賞与)として30万円の届出、実際の支給が40万円
支給額の40万円全額が損金不算入となる。(経費にできません)
- c) 事前確定届出給与(賞与)として30万円の届出、実際の支給が20万円
支給額の20万円全額が損金不算入となる。(経費にできません)

事前届出額の賞与を全く支給しなかった場合の取り扱いは、今のところ、はっきりしていません。

田 畑 浩 正 税 理 士 事 務 所

〒518-0711 三重県名張市東町1718

TEL 0595-64-5430 FAX 0595-64-6716

<http://homepage2.nifty.com/tz21/> E-Mail tz21@nifty.com

